

坂町地域防災計画

震災対策編

南海トラフ地震防災対策推進計画

令和7年3月

坂町防災会議

目 次

第1節	目的	1
第2節	国の基本方針	1
第3節	南海トラフ地震の概要	6
第4節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画	17
第5節	関係者との連携協力の確保に関する計画	30
第6節	時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する計画	31
第7節	防災訓練に関する計画	35
第8節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	35

第1節 目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律92号。以下「南海トラフ措置法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震による被害を軽減するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等を定め、南海トラフ地震防災対策推進地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 国の基本方針

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、①極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること、②津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること、③時間差において複数の巨大地震が発生する可能性があること、④これらのことから、その被害は広域かつ甚大となること、⑤南海トラフ巨大地震となった場合には、被災の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く様相が異なると考えられること等が挙げられる。このため、これらの特徴を十分に踏まえ、これまでの地震・津波対策の延長上では対応が困難となる場合を考慮しつつ、防災関係機関、地域住民等、様々な主体が連携をとって計画的かつ速やかに防災対策を推進することを基本的考えとして、この計画を作成したものである。

なお、この計画に定めのない事項については、震災対策編・津波災害対策計画第2章から第4章によるものとする。

この計画で定める地震防災対策の柱は、次の9点である。

1 各般にわたる甚大な被害への対応

(1) 南海トラフ巨大地震では、地震の揺れとそれに伴う火災による建物等の被害が、これまでの記録に残る地震災害とは次元の異なる甚大な規模であり、救急・救命活動、避難者への対応、経済全体への影響など、対応を誤れば、社会の破綻を招きかねないため、人的・物的両面にわたって、被害の絶対量を減らすという観点から、事前防災の取組が極めて重要である。

(2) 国、地方公共団体等は、人的・物的被害双方の軽減につながる耐震化を推進する。

この場合、建築物全体の耐震化に加え、居住空間内の「揺れへの強靱さ」という観点での対策も推進する。

また、「揺れ」に伴う火災に対しても、火災が発生した場合の消火活動の困難さを考慮し、「火災を発生させない」、「火災が発生しても延焼を拡大させない」ことを目的とする事前の対策を推進する。

経済活動の継続を確保する観点からも、工場や事業所等における揺れや火災への対策を推進する。

(3) ライフラインやインフラの事業者は、あらゆる応急対策の前提として、ライフラインやインフラの被災量を減らし、早期復旧を図るための対策を推進する。

2 津波からの人命の確保

(1) 南海トラフ巨大地震では、津波高が高いため高い場所あるいは遠くへの避難が必要であるとともに、津波の到達時間が短いことから、国、地方公共団体、住民等は、安全な場所

への避難のため、地域ごとにあらゆる手段を講じる。

- (2) 国、地方公共団体等は、住民等の避難を軸に、海岸保全施設等の整備・維持を行うとともに、情報伝達体制、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路を整備し、防災教育、避難訓練、高齢者、障害者等のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の支援等の総合的な対策を推進する。

また、重要施設の耐浪化や見直し、土地利用の変更等の長い時間を必要とする対策を含めて、地域で最良の方策を検討する。

3 超広域にわたる被害への対応

- (1) 南海トラフ巨大地震では、震度 6 弱以上または浸水深 30cm 以上の浸水面積が 10ha 以上となる市区町村は、30 都府県の 734 市区町村と超広域に及び、従来の応急対策やこれまでであった国の支援システム、地方公共団体間の応援システムが機能しなくなるということを考える必要がある。

このため、国、地方公共団体等は、災害応急対策を行うに当たっては、人的・物的資源が、国、地方公共団体及び民間を通じて絶対的に不足するとともに、発災直後には被害情報が全く不足することを前提に、優先順位を付けて対処するとともに、日本全体としての都道府県間の支援が機能的に行われる枠組を検討する。その際には、被害が比較的少ない都府県は自力で災害対応を行い、併せて、被害の甚大な地域への支援を行うことも検討する。

- (2) 国は、政府の広域的活動の手続、内容等を具体化した活動計画を策定し、地震発生後、被災状況が明らかでない段階から、速やかにこの計画に基づき、広域の防災対策を実施する。

また、発災直後、超広域にわたる被害の全体像を速やかに把握し、的確な応急活動を展開するため、国は、航空写真や衛星写真から概略の被災状況を把握する。

さらに、国、地方公共団体等は、大量に発生する避難者に対応するため、指定避難所に入る避難者の優先順位付けの検討など、各種対策を講じるとともに、都市部や孤立集落といった様相の異なる地域ごとの被災形態や対応策の検討、被災地域では自活のため、3 日分程度、可能な限り 1 週間分程度の備蓄の備えなどへの理解を進めることにも取り組む。

4 国内外の経済に及ぼす甚大な影響の回避

経済活動の広域化から、サプライチェーンの寸断、経済中枢機能低下等により、被災地域のみならず日本全体に経済面で様々な影響が出るものと想定され、復旧が遅れた場合、生産機能の海外流出を始め、我が国の国際競争力の不可逆的な低下を招くおそれがある。

このため、復旧・復興を早め、経済への二次的波及を減じるため、ライフライン事業者やインフラ事業者等は、道路ネットワークや海上輸送ネットワーク等の交通ネットワークの強化若しくはライフライン施設又はインフラ施設の早期復旧を図る。

また、日本全体への経済面での影響を減じるため、企業等は、事業継続計画の策定、国内外のサプライチェーンの複数化、流通拠点の複数化、経済中枢機能のバックアップ強化、重要なデータやシステムの分散管理等の対策を、企業間や業種を超えた連携についても検討しつつ推進する。

5 時間差発生等への対応

- (1) 南海トラフ沿いでは、1854 年の安政東海地震・安政南海地震では約 32 時間の間隔を置い

て発生し、1944年の東南海地震・1946年の南海地震は約2年間の間隔を置いて発生している。

このため、国、地方公共団体等は、先に発生した地震で大きな被害を受けた後、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じた場合を想定し、複数の時間差発生シナリオの検討を行い、複数回にわたる被災に対して臨機応変に対応できるよう、応急活動、建築物、急傾斜地等の応急危険度判定、避難生活者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討を行う。

- (2) 国、県及び市町等は、気象庁が次の情報を発表した場合においては、時間差を置いた複数の地震発生等に備えて、災害応急対策を実施する。

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

- (3) 南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）が気象庁から発表される。

これらの地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震を以下、「後発地震」という。

- (4) 世界の事例では、M8.0以上の地震発生後に隣接領域で1週間以内にM8クラス以上の地震が発生する頻度は十数回に1回程度とされており、また、M7.0以上の地震発生後に同じ領域で1週間以内にM8クラス以上の地震が発生する頻度は数百回に1回程度とされており、南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表後、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、気象庁から以下の情報が発表される。

ア 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

イ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）のいずれの発表条件も満たさなかった場合、その旨を示す南海トラフ地震臨時情報（調査終了）なお、世界の事例によれば、最初の地震発生直後ほど後発地震発生の可能性が相対的に高まり、その可能性は時間とともに減少する。地震の発生により後発地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合は、このことに留意する。

- (5) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が対象とする後発地震に対しては、後発地震発生の可能性と社会的な受忍の限度を踏まえ、推進地域において、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、警戒する措置をとるものとする。

- (6) 後発地震に対して警戒する措置は、次に掲げる措置等とする。

- ア 後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における、地域住民等の避難及び施設等の従業員・利用者等の安全確保
 - イ 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）
 - ウ 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検
この場合において、推進地域では明らかに被災するリスクが高い事項について回避する防災対応をとり、社会全体としては後発地震に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持することに留意するものとする。
- (7) 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間を経過した後は、後発地震に対して警戒する措置は原則解除するものとし、推進地域においてはさらに1週間（対象地震発生から336時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
当該期間を経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除するものとする。
- (8) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が対象とする後発地震に対しては、後発地震発生の可能性を踏まえて、推進地域において、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域内の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、注意する措置をとるものとする。
- (9) 後発地震に対して注意する措置は、次に掲げる措置等とし、当該期間を経過した後は、原則解除するものとする。
- ア 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）
 - イ 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検
- (10) 町は、次の内容等を正確かつ迅速に防災関係機関等及び町民に伝達する。
- ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容
 - イ 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容
- (11) 町は、人命救助・被災地への物資支援等に取り組むため、交通、物流等をはじめとする企業に対して、あらかじめ定めた計画に基づいて企業活動にあたるよう周知する。
- (12) 町は、後発地震に対する警戒する措置及び注意する措置の実施に当たり、相互に情報共有を図るとともに、密接な連携をとりながら、実態に即応した効果的な措置を講ずることに努める。
- (13) 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、災害対策本部等を設置する等必要な体制を確保するものとする。

6 外力レベルに応じた対策

- (1) 南海トラフ地震は、発生間隔が数十年から百数十年に一度程度の規模の地震・津波（以下「レベル1の地震・津波」という。）から、発生頻度が極めて低いものの科学的に想定し得る最大規模の地震・津波（以下「レベル2の地震・津波」という。）までの様々なタイプが想定されており、発生頻度等を鑑み、防災・減災の目標を定めて対策を講じるべき

である。

- (2) 地震動による揺れへの対策は、レベル2の地震は震度6弱から震度7の強い揺れが広範囲に及ぶということであり、各施設管理者は、施設分野ごとの耐震基準を基に耐震化等の対策を着実に進める。なお、施設分野によっては、長周期地震動や液状化等に対して新たな対応を検討する。
- (3) 災害応急対策について、国、地方公共団体等は、オールハザードアプローチの考え方に立ち、様々なタイプの地震・津波を想定して、甚大な被災に対しても被害を最小に抑える対応ができるよう、備えを強化する。
- (4) 経済的な被害への対策について、国、地方公共団体、企業等は、南海トラフ巨大地震が発生した場合でも、被害の拡大を少しでも抑えることができるよう、各々が対応できることを見極め、備えておく。
- (5) 対策の検討・実施に当たっては、その費用や効果、実現性等を勘案する。

7 戦略的な取組の強化

- (1) 津波対策においてハード対策に依存せず、人命を守るための避難を中心としたソフト対策を推進するなど、国、地方公共団体等は、ハード・ソフト両面にわたるバランスのとれた施策を推進する。
- (2) 防災・減災目標を達成するため、国の府省間の連携、産官学民の連携、国と地方公共団体との連携、地方公共団体の広域連携、住民、自主防災組織、企業等との連携等により、地域全体で自助、共助、公助により災害対策に取り組む。

また、防災対策が有効に実施されるためには、住民一人一人が主体的に行動することが重要であり、国、地方公共団体等は、今後、地域防災の主体を担うこととなる小・中学校の児童・生徒が災害や防災・減災に関する基本的な知識を系統的に学び、災害に関する情報を理解し判断できる能力を持つことができるようにするとともに、防災訓練の習熟によって、生涯にわたって災害から命を守り、生きることの大切さを育む文化を醸成する。
- (3) 国及び地方公共団体は、職員に対して、地震や津波等の災害の知識、人命を守るための対策、関係者や関係機関との調整等に関して、資質向上を図り、人材育成を強化する。
- (4) 国、地方公共団体、ライフライン事業者等は、所管する施設の整備に当たって、個々の施設のみでなく、災害時に発生する事象、施設の機能、相互の施設の関連性等を認識した上で、整備を進めるとともに、発災時の施設運用、情報伝達体制の整備、避難計画の策定、復旧のための事前検討・調査等のソフト対策は、施設の現状、将来計画、発災時に得られる情報等を前提として実施する。
- (5) 国は、ハード・ソフト両面にわたる施策の整合性を確保し、総合化を図られるよう、各種計画、ガイドライン等を整備し、各地域においては、地形やまちの構造、防災施設の現状をよく理解した上で、防災教育、防災訓練、要配慮者支援等の防災対策に反映させる。
- (6) 津波対策の推進に関する法律（平成23年法律第77号）において、11月5日は津波防災の日とされており、国及び地方公共団体は、津波防災の日にはその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

8 訓練等を通じた対策手法の高度化

- (1) 防災体制を実効性のあるものとし、地域全体の災害対応力を高めるため、国、地方公共団体は、地域の行政・地域住民・事業者等が一体となって実践的に行う防災訓練により、組織体制の機能や連携の確認を行う。また、その結果をPDCAサイクルにより防災計画に反映させ、更なる高度化を図る。

(2) 津波からの避難について、国、地方公共団体等は、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるほか、津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練を行う。

9 科学的知見の蓄積と活用

国、地方公共団体、研究機関等は、地震、津波等に関する理学分野、施設設計やまちづくり、災害時の状況把握手法等に関する工学分野、過去に発生した地震や津波の被害の様相の整理・伝承、震災時の人間行動や情報伝達、社会経済的な波及、経済復興や住民の生活復興等に関する社会科学分野といった様々な分野の調査研究について、連携を図りながら、防災対策を高度化する観点から推進する仕組みを検討する。

また、緊急地震速報について、迅速性とその精度の向上を図るほか、津波に関する情報については、関係機関で観測データの共有化・情報伝達の信頼性向上を図るとともに、津波高、津波到達時間、継続時間等の予測の精度向上について検討を進める。

安価で効果的な住宅の耐震化技術、液状化対策、造成宅地の地盤強化対策、建築物等の不燃化技術、被災時の通電やガス漏れによる出火防止技術、被害シミュレーション等の災害応急対策に資する技術等の被害軽減対策のための研究、蓄電池や燃料電池等の停電に強い技術の開発・普及及び早期復旧技術の開発を推進する。

第3節 南海トラフ地震の概要

1 地震の概要

南海トラフは、日本列島が位置する陸のプレート（ユーラシアプレート）の下に、海のプレート（フィリピン海プレート）が南側から年間数cmの割合で沈み込んでいる場所である。この沈み込みに伴い、2つのプレートの境界には、徐々にひずみが蓄積されており、このひずみが限界に達したときに蓄積されたひずみを解放する大地震が発生している。

南海トラフでは津波を伴った地震が1605年慶長地震をはじめ、1707年宝永地震、1854年安政南海地震、1946年昭和南海地震等、100～150年の間隔で繰り返し起こり、西日本はその都度大きな地震・津波災害に見舞われてきた。特に、太平洋に面している和歌山、大阪、徳島、高知県沿岸で甚大な津波被害を受けたことはよく知られており、日本有数の津波常襲地帯に数えられている。

広島県は、この津波常襲地帯に隣接しているが、過去の古文書において県内に津波による被害はほとんど報告されていない。

2 今後の地震発生確率

国の地震調査研究推進本部（文部科学省に設置）地震調査委員会が公表する南海トラフ地震の長期評価の地震発生確率の値は、時間の経過とともに高くなっている。

令和7年1月1日を起点にした南海トラフ地震の発生確率については、次のとおりである。

	評価時点	10年以内	30年以内	50年以内
南海トラフ地震 (M8～M9クラス)	令和7年 1月1日	30%程度	80%程度	90%程度もしくは それ以上

3 想定結果

東日本大震災（平成23年3月）を踏まえた、最新の科学的知見に基づき、広島県地震被害想定の見直しを行った。

(1) 地震動予測

南海トラフ巨大地震の地震動等については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した「基本ケース」、「陸側ケース」、「東側ケース」、「西側ケース」の4つの強震断層モデルと、これを補完するための「経験的手法」及びこれらの震度の最大値の「重ね合わせ」の内、「重ね合わせ」を除き、本県の人的被害に直結する揺れによる建物全壊棟数が最も多い想定結果となった「陸側ケース」を用いて被害想定を行った。

なお、揺れによる全壊棟数が同数の場合は、液状化による建物全壊棟数が多くなるケースを用いて被害想定を行った。

(2) 津波浸水想定

南海トラフ巨大地震の津波断層モデルは、内閣府（2012a）【内閣府（2012a）：南海トラフの巨大地震モデル検討会】が設定している11ケースの津波断層モデルの内、広島県沿岸部における波高が高くなり、浸水面積が大きくなると想定される次の津波断層モデルケースを広島県及び市町ごとに選択し、想定対象とした。

坂町で30cm以上浸水深面積が最大となり、本町にとって最大の被害となると想定される津波断層モデル「ケース1」を採用した。

南海トラフ巨大地震による被害想定実施ケースの組み合わせ

	地 震						津 波		
	基本 ケース	東側 ケース	西側 ケース	陸側 ケース	経験的 手法	重ね 合わせ	ケース 1	ケース 4	ケース 5
坂町	—	—	—	○	—	—	○	—	—

地震ケース

基本：基本となるケース

東側：強震動生成域をやや東側の場所に設定

西側：強震動生成域をやや西側の場所に設定

陸側：強震動生成域を可能性のある範囲で最も陸側に設定

経験的手法：震源からの距離にしたがい地震の揺れの強さがどの程度減衰するかを示す経験的な式を用いて震度を簡便に推定

重ね合わせ：上記4ケースと経験的手法による震度の各地点における最大値

津波ケース

1：駿河湾～紀伊半島沖に「大すべり域＋超大すべり域」を設定

4：四国沖に「大すべり域＋超大すべり域」を設定

5：四国沖～九州沖に「大すべり域＋超大すべり域」を設定

(3) 想定シーン

人々の行動や火気器具の使用状況は、季節・時刻によって変化する。このため、地震が発生する季節や時刻に応じて、人的被害や火災による被害の様相が異なる特徴的な次の3シーンを想定した。

なお、火災による建物被害や人的被害は、風速によって被害想定結果が異なるため、広島県の過去の風速を参考に、夏冬の平均的な風速及び平均的な一日の最大風速※で被害想定を行った。

※ 平均的な一日の最大風速：日最大風速の平均に標準偏差 σ を加えたもの（ 2σ を加えることで正規分布の95.45%値となる）

想定シーンと想定される被害の特徴

想定シーン	想定される被害の特徴
冬 深夜 (平均：風速 8m/s) (最大：風速 11m/s)	・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街の滞留者や鉄道・道路の利用者が少ない。
夏 12時 (平均：風速 7m/s) (最大：風速 11m/s)	・オフィスや繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するケースが多い。 ・木造建物内滞留人口は、1日の中で最も少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者は冬の深夜と比べて少ない。 ・海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。
冬 18時 (平均：風速 8m/s) (最大：風速 11m/s)	・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路はほぼ帰宅ラッシュ時に近い状態であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

(4) 想定結果

南海トラフ巨大地震（陸側ケース、津波ケース1）

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.8%であり、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は9.8%である。さらに県南部の大半の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の発生によって沿岸部の低地では、浸水深1cm以上の浸水がある面積が12,474haあり、その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約86%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により69,210棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜が最大となり14,759人で、その約9割が津波によるものである。避難を必要とする人は約59万人となる。ライフライン被害、経済被害等については、他の想定地震と比較しても圧倒的に被害量が大きく、地震発生直後においては、断水人口が1,069,382人、停電が119,836軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約8.9兆円となる。

坂町の被害想定（南海トラフ巨大地震（陸側ケース、津波ケース1）

ア 地震動

震度 地震	震度					
	面積割合 (%)					
	4以下	5弱	5強	6弱	6強	7
南海トラフ	0.0	0.0	60.6	39.4	0.0	0.0

イ 液状化

沈下量 地震	沈下量					
	面積割合 (%)					
	対象外	S=0.0m	0.0m<S<0.1m	0.1m≤S<0.3m	0.3m≤S<0.5m	0.5m≤S
南海トラフ	0.0	58.6	3.7	23.0	14.8	0.0

PL 値 地震	PL 値					
	面積割合 (%)					
	対象外	かなり低い	低い	高い	かなり高い	極めて高い
		PL=0	0< PL ≤5	5< PL ≤15	15< PL ≤30	30< PL
南海トラフ	0.0	58.6	1.9	1.7	17.5	20.3

ウ 土砂災害

危険度 地震	危険度ランク A の箇所数		
	(箇所)		
	急傾斜地	地すべり	山腹崩壊
南海トラフ	2	0	5

エ 津波

浸水深 地震	浸水深				
	面積 (ha)				
	1 c m 以上	30 c m 以上	1 m 以上	2 m 以上	5 m 以上
南海トラフ	125	81	16	5	0

オ 建物被害

全壊 地震	全壊 (棟)				
	揺れ	液状化	土砂災害	津波	合計
南海トラフ	79	394	0	45	519

半壊 地震	半壊 (棟)				
	揺れ	液状化	土砂災害	津波	合計
南海トラフ	576	632	1	354	1,563

火災建物被害 地震	火災による建物被害		
	(件)	(件)	(棟)
	出火件数	残出火件数	焼失棟数
南海トラフ	0	0	0

カ 人的被害

死者 地震	死者（人）						
	建物 倒壊	屋内収 容物移 動・転倒	土砂 災害	火災	津波	ブロック 塀等の倒 壊	合計
南海トラフ	5	0	0	0	14	0	19

負傷者 地震	負傷者（人）						
	建物 倒壊	屋内収 容物移 動・転倒	土砂 災害	火災	津波	ブロック 塀等の倒 壊	合計
南海トラフ	127	5	0	0	42	0	169

重傷者 地震	重傷者（負傷者の内数）（人）						
	建物 倒壊	屋内収 容物移 動・転倒	土砂 災害	火災	津波	ブロック 塀等の倒 壊	合計
南海トラフ	9	1	0	0	14	0	23

要救助者・要捜索者 地震	要救助者（人）		要捜索者（人）
	揺れによる		津波による
南海トラフ	22		56

キ ライフライン被害（直後）

ライフライン 地震	上水道	下水道	電力	通信	ガス
	（人）	（人）	（軒）	（回線）	（戸）
	断水 人口	支障 人口	停電 軒数	不通 回線	供給停止 戸数
南海トラフ	3,925	4,379	680	367	1,016

ク 道路被害

道路 地震	（箇所）	
	直轄国道	直轄国道以外
南海トラフ	3	4

鉄道 地震	（箇所）	
	新幹線	在来線等
南海トラフ	0	12

ケ 生活への影響

地震 避難者	避難者数（人） （当日・１日後）		
	避難所	要配慮者	避難所外
南海トラフ	2, 869	595	1, 548

地震 帰宅困難者	帰宅困難者（人）	
	帰宅困難者	滞留者
南海トラフ	1, 136	1, 589

地震 物資需要量	物資需要量 （当日・１日後）			
	（食）	（リットル）	（枚）	（基）
	食料	飲料水	毛布	仮設トイレ
南海トラフ	10, 328	11, 776	5, 738	63

地震 災害廃棄物量	災害廃棄物発生量 （万 t）	
	可燃物	不燃物
南海トラフ	1	3

コ その他被害

地震 エレベータ 危険物施設	エレベータ	危険物施設被害		
	（人）	（箇所）	（箇所）	（箇所）
	閉じ込め 者数	火災	流出	破損等
南海トラフ	2	0	0	3

地震 文化財	文化財被害	
	国宝・国指定重要文化財 （件）	県指定重要文化財（件）
南海トラフ	0	0

地震 孤立集落	孤立集落	
	農業集落	漁業集落
南海トラフ	0	0

地震	ため池	ため池 (危険性が高い)	
		箇所	影響人口 (人)
	南海トラフ	3	292

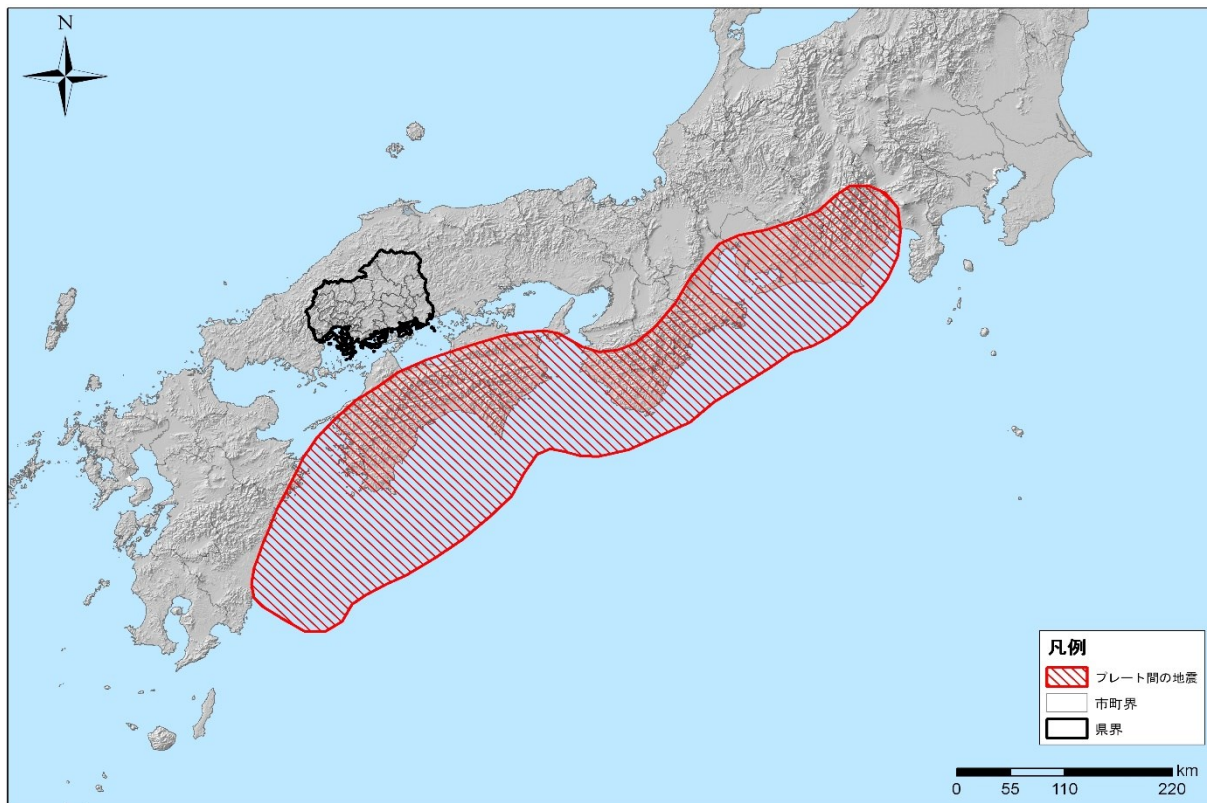
地震	重要施設	重要施設 (機能支障あり)		
		災害対策 (棟)	避難 (棟)	医療 (棟)
	南海トラフ	1	1	0

サ 経済被害

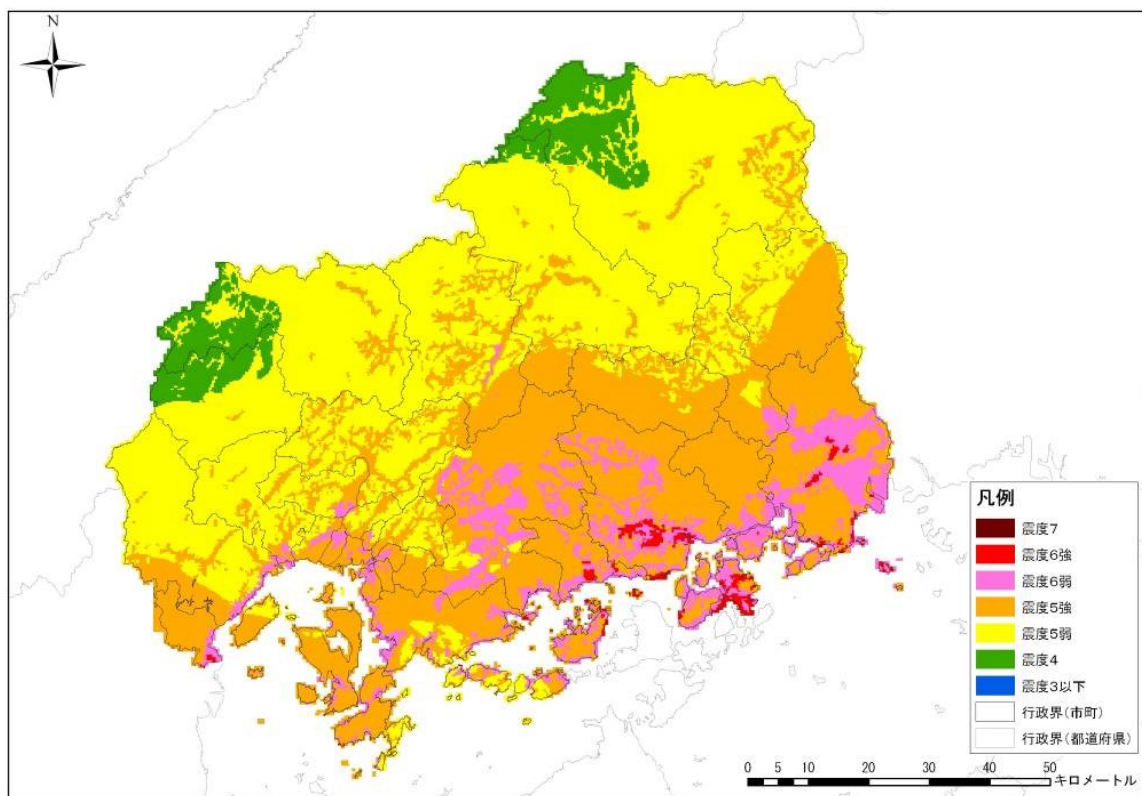
地震	直接被害	直接被害 (億円)		
		民間	準公共	公共
	南海トラフ	632	5	89

想定地震位置図（南海トラフ巨大地震）

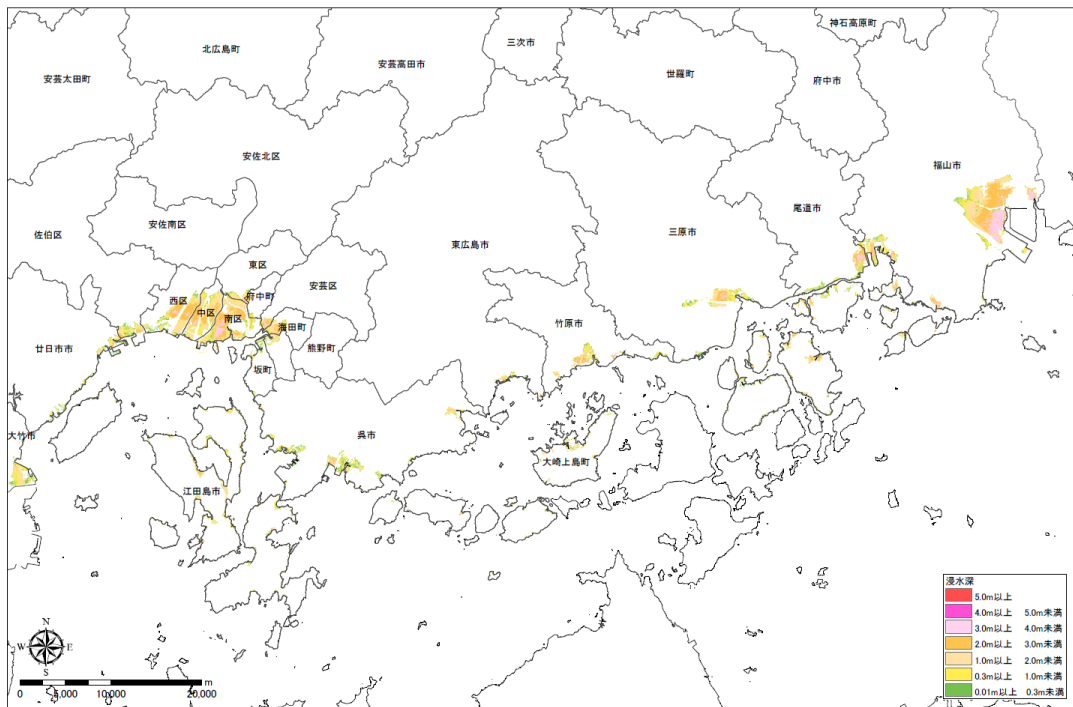
内閣府(2012):南海トラフの巨大地震モデル検討会資料



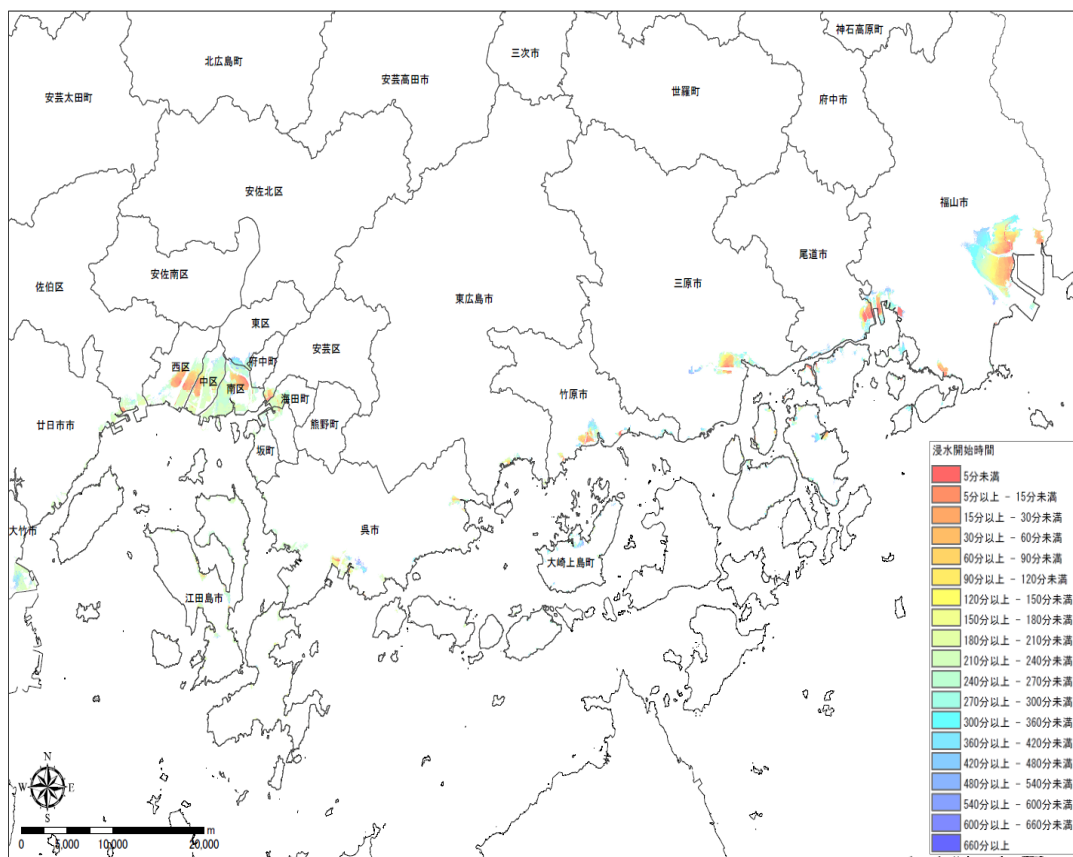
震度分布（南海トラフ巨大地震）



南海トラフ巨大地震（陸側ケース） 津波による最大水深分布図（構造物が機能しない場合）



浸水開始時間分布図（構造物が機能しない場合（30cm））



南海トラフ巨大地震による市町ごとの最高津波水位等

市町名	最高津波水位（※１）		最大波到達時間 （分）	津波影響開始時間 （分）（※２）
		うち津波の高さ （m）		
広島市	3.6	1.5	246	37
呉市	3.6	1.6	240	12
竹原市	3.1	1.3	347	20
三原市	3.2	1.4	332	20
尾道市	3.5	1.4	312	20
福山市	3.3	1.2	270	13
大竹市	3.4	1.4	219	26
東広島市	3.2	1.3	370	25
廿日市市	3.6	1.6	218	26
江田島市	4.0	1.9	251	31
海田町	3.6	1.5	246	57
坂町	3.6	1.5	243	49
大崎上島町	3.1	1.2	372	29

※１ 「最高津波水位」は、海岸線における最高の津波水位を標高で表示

※２ 「津波影響開始時間」は、海域を伝播してきた津波により、おおむね海岸線において、地震発生後に初期潮位から±20 c mの変化が生じるまでの時間

広島県津波浸水想定区域図（坂町）



凡例【想定される浸水深】

- 30cm未満
- 30cm以上1m未満
- 1m以上2m未満
- 2m以上3m未満
- 3m以上4m未満
- 4m以上5m未満
- 5m以上

【留意事項】

- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23 年法律第123 号)第8 条第1 項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生される場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から想定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場合もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することもあります。

第4 節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画

1 津波からの防護のための施設の整備等

- (1) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を事前に講ずるものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- (2) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波が防潮堤、水門等を越流し、堤内に湛水した場合を想定し、排水口、排水路、排水機場の整備等の内水排除対策を事前に講じるものとする。
- (3) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。
 - ア 防潮堤、防波堤、水門等の点検方針
毎年点検・整備を実施し、常時容易に操作可能な状態を維持するものとする。
 - イ 防潮堤、防波堤、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針
施設整備の水準は、①現況及び将来計画、②背後地の現状と将来（自然的条件・社会的条件）、③海岸域の利用形態（生産活動・日常生活）等の地域の実態を総合的に判断して設定し検討するものとする。
 - ウ 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順
水門等の閉鎖を実施する体制として、水門・陸閘管理の手引に基づき、操作員との連絡手段の確保、経路の選定、輸送手段、操作員の指定を確実に実施し、操作員の安全管理を徹底する。
津波の到達時間を十分考慮し、出来るだけ早期に閉鎖を行えるように予め人員・手順・輸送手段等を具体的に定めておく。防災上特に重要な施設で早期の閉鎖（おおむね2 時間程度）が困難なものについては、その解消のための検討を行う。
 - エ 水門等の閉鎖訓練
防災訓練に併せて、水門や陸閘等の閉鎖訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、訓練時において、操作及び作動状況の検証を行い、操作の確実性を確保するものとする。

(4) 町は、津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備の方針及び計画を定めるものとする。

(5) 町は、同報無線の整備等の方針及び計画を定めるものとする。

2 水防業務従事者等の安全確保対策

町及び県は、水防業務従事者等や避難誘導にあたる者が危険を回避できるよう、津波到達時間内での水防対応や避難誘導に係るマニュアル等を策定するものとする。

3 港湾、漁港の船舶対策

(1) 漁港、港湾内の船舶の処置

津波警報が発令されるなど、当該水域に危険があると判断された場合には、港則法の適用を受ける港湾については、港則法に基づき港長の指示、規制、指示に従い沖合退避等の安全措置を講ずることとする。

港則法の適用を受けない港湾、漁港については、津波警報が発表された場合を想定して、次の内容等について、船舶所有者及び漁業協同組合と事前に協議し、船舶の安全対策に努めるものとする。

ア 停泊中の大型、中型船舶は、港外に退避する。

イ 避難できない船舶について、係留を安全に実施する。

ウ 大型、中型船舶は、入港を差し控える。

エ 避難できない小型船舶については、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。

(2) 漁船の処置

津波の到達時間まで十分な余裕（10時間以上）がある場合は、水深の深い場所（100m程度）へ避難させることが望ましいが、本県への津波到達予想時間を考慮すると、このような沖合避難は、非常に危険を伴うものと考えられる。よって、漁船の係船施設を用いた緩やかな係留と、余裕を持った錨係留の併用により、陸上への漂流を出来る限り少なくする等の必要な措置について、事前に検討しておくものとする。

また、津波により陸上、特に道路上に打ち上げられた漁船の処置について、その手続きや所有者における合意等を事前に検討しておくものとする。

4 津波に関する情報の伝達等

(1) 県内の地震動等の観測施設

広島県地域防災計画 震災対策編・津波災害対策計画第3章第2節第2項の2（1）

「県内の地震動等の観測施設」による。

(2) 津波に関する情報の種類と内容

ア 発表基準

(ア) 広島県に津波警報等が発表されたとき。

(イ) その津波に関する情報を発表することが防災対策上必要と認められるとき。

なお、防災対策上の必要性が更に認められる場合は、広島地方気象台で収集した資料及び状況を気象庁の情報に追加して発表する。

イ 種類及び内容

震災対策編・津波災害対策計画第3章第2節第2項の2（2）「津波警報等の種類及

び内容」による。

(3) 津波警報等の伝達経路

震災対策編・津波災害対策計画第3章第2節第2項の2(4)「津波警報等の伝達経路」による。

(4) 津波警報等の住民等への伝達方法

ア 町は、住民等に対して津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む）の整備を促進するとともに、全国瞬時警報システム（J-Alert）、Lアラート（災害情報共有システム）、広報車、サイレン、テレビ、ラジオ、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）、インターネット、アマチュア無線等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

イ 町は、津波警報、避難指示等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、避難行動要支援者や一時滞在者等に配慮するものとする。

ウ 町は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。

(5) 居住者等の避難行動等

町は、津波警報等及び津波に関する情報が、管轄区域内の居住者、観光客、釣り客やドライバー等滞在者その他公私の団体（以下「居住者等」という。）に対して、正確かつ広範に伝達されるよう努めるものとする。

(6) 船舶関係者（荷役船、作業船、漁船、プレジャーボート）及び養殖事業者等に対する伝達
広島海上保安部からの情報伝達と併せて各媒体を活用して伝達する。

(7) 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置

港湾や漁港に停泊、又は係留中の船舶は、津波の満ち潮によって陸上に打ち上げられ、引き潮によって漂流・転覆するおそれがある。したがって、港湾・漁港管理者は、漁業協同組合や船舶管理者との協議に基づき、緊急連絡網及び漁業無線により連絡して次の措置をとるよう要請することとして、津波避難誘導計画を策定する。

ア 停泊中の大型、中型船舶は、港外に避難する。

イ 港外の大型、中型船舶は、入港を差し控える。

ウ 避難できない小型船舶については、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。

エ 津波の到達までに時間が無いと予想される場合は、船は放置して避難する。（船舶の港外避難、小型船の引き上げ等は、時間的余裕のある場合のみ行う。）

(8) 情報の収集伝達経路

震災対策編・津波災害対策計画第3章第3節第1項「災害情報計画」による。

5 津波避難対策

町は、津波が発生した場合には、避難のための措置をとり、人命の確保に努める。

特に、災害発生時において適切な措置をとるため、避難対象地域を明示するとともに、避難対象地域別の避難場所、避難経路等の選定やその他具体的な避難実施に関して津波災害の特性に応じた方法を示し、平素から住民への周知徹底を図り、住民を含めた避難訓練の実施に努めることとする。

(1) 津波ハザードマップの作成及び周知

町は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるように、広島県津波浸水

想定図をもとに、指定緊急避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップ作成を行い、住民等に周知するものとする。

(2) 指定緊急避難場所、指定避難所の指定・周知

町は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の緒元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知を図るものとする。

ア 指定緊急避難場所の指定・周知

町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害時発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを、指定緊急避難場所に指定する。また、町は、避難場所を指定したときは、住民等へ周知を図るものとする。

イ 指定避難所の指定・周知

町は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民等へ周知を図るものとする。

指定避難所については、町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものを指定するものとする。

また、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

(3) 避難路の選定

避難路の選定に当たっては、土砂災害など地域の状況を十分考慮したものとするとともに、住民の意見を取り入れた避難路の選定を図るものとする。

なお、避難路の選定の基準は、概ね、次のとおり。

ア 避難路中の道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性や周囲の状況について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

避難路は避難者数等を考慮して、幅員が広いこと。（避難住民の安全性を確保するため、緊急車両及び一般車両の通行規制等を行う場合がある。）

イ 避難路は、相互に交差しないものとする。

ウ 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。

(4) 防災上重要な施設の避難対策

ア 病院、学校、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、町長が避難指示を発令した場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。

イ 保育園、こども園、小・中学校等保護を必要とする園児・児童・生徒等がいる学校

(以下「学校等」という。)並びに病院及び社会福祉施設等(以下「病院等」という。)においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。

(7) 学校等においては、園児・児童・生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。

(4) 病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団で避難させる場合に備えて、平素から受入れ施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

(5) 津波発生時の応急対策

ア 避難指示

(7) 発令基準

次の場合において、町長は、速やかに的確な避難指示を発令する。

a 大津波警報、津波警報が発表されたとき

b 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合

c 津波注意報が発表されたとき

※堤防の海側の区域(漁業従事者、港湾区域の就業者、レジャー目的の滞在者等を対象とする。)

(4) 発令時期及び発令手順

(7)の基準に該当した場合は、自動的に又は直後に避難指示を発令する。

特に、勤務時間外に津波警報が発表された場合について、避難指示の手続きや時期を十分検討し、速やかな対応が図られるよう体制整備を図るものとする。

(7) 避難指示の内容

町長等避難指示を発令する者は、次の内容を明示して実施する。

a 避難対象地域

b 避難指示の発令理由

c 避難先及び避難路

d 避難の方法及び携行品

e その他必要な事項

(8) 解除の基準

次の場合において、町長は、避難指示を解除する基準を定める。

a 報道機関の放送等により津波警報等の解除を認知した場合及び津波警報等の解除の通知を受けた場合

(4) 解除時期及び解除手順

避難指示の解除は、原則として津波警報等の解除の発表に基づき行うものとする。

また、解除手順は、発令手順と同様に事前に十分に検討しておくものとする。

(4) 発令又は解除の伝達系統及び伝達方法

a 伝達系統(伝達先、伝達手順、伝達経路等)

町は、どの地域の、誰に、どのような手順で、どのような経路を通じて伝達するかを定めた避難指示等の発令・伝達マニュアルを作成しておくものとする。また、必要に応じて、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て住民への周知徹底を図る。

b 伝達手段

伝達手段としては、防災行政無線(同報系、戸別受信機を含む)、全国瞬時警報

システム（J-Alert）、Lアラート（災害情報共有システム）、広報車、サイレン、テレビ、ラジオ、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）エリアメールを含む。）、インターネット、アマチュア無線など、情報の受け手に応じて多種多様な手段を確保するものとする。また、サイレン音などにより注意を喚起した上で、同報無線や広報車等により、津波警報等の発表、避難指示等を伝達するような併用等を検討するものとする。

イ 避難の誘導

(ア) 避難誘導に当たる者

- a 町職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者
- b 自主防災組織のリーダー等

(イ) 避難誘導の方法

- a 避難は、原則徒歩とする。
- b 避難場所・避難路沿いの要点等に誘導に当たる職員等を配置し、あるいは案内標識を設置するなどして、住民の速やかな避難を図る。
- c 避難は幼少児、女性、高齢者及び障害者を優先する。
- d 避難行動要支援者に関しては、事前に避難支援者を決めておく等支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。

また、観光客及び外国人等の避難に当たっても、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めるとともに、避難支援を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮する。

- e 避難の指示に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。
- f 避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、町長の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。

(ウ) 再避難の措置

誘導に当たる防災関係機関及び職員等は、正確な情報把握に努め、指定緊急避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難等の措置を講ずる。

(エ) 指定行政機関及び指定公共機関との連携

指定行政機関及び指定公共機関において避難誘導を実施すべき機関は、具体的な避難誘導の方法、町との連携体制等を定めるものとする。この場合、避難誘導に従事する者の安全な避難の確保に配慮するものとする。

なお、これらを定めるに当たっては、町の推進計画に定められた内容と十分調整のとれたものとするよう留意するものとする。

(オ) 各計画主体における安全確保対策

各計画主体は、推進計画に必要な安全確保対策を明示する場合には、強い地震（震度4以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで高台などの安全な場所に避難すること、さらに、地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで津波避難ビル（3階建以上）や高台などの安全な場所に避難することを原則とするものとする。その後、津波に関する情報を把握し、津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施する旨を記載するものとする。

(6) 指定緊急避難場所及び指定避難所の運営・安全確保

ア 避難の実施及び救護に責任を有する計画主体は、避難後の救護の内容を推進計画に明示するものとする。

イ 町は、指定避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各指定避難所との連絡体制、各指定避難所における避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備すべき事項について推進計画に明示するものとする。

ウ 町は、指定避難所等から自宅に戻ろうとする住民等の安全確保のため、津波警報等の情報の提供に配慮するものとする。

(7) 指定避難所の開設

町は、指定緊急避難場所に避難した避難者のうち引き続き避難を必要とする者及びその他必要と認められる者に対し、指定避難所を開設する。

ア 指定避難所の管理運営

指定避難所の運営に当たっては、町、自主防災組織、ボランティア団体その他防災関係機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。

特に、町はあらかじめ施設管理者との調整や指定避難所毎の担当職員を定めるなど、発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努めるとともに、自主防災組織等とも連携して、円滑な指定避難所の運営に努める。また、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

なお、町及び県は、相互に連携を図り、避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、保護者等への引取や応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって指定避難所の早期解消に努めるとともに、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

指定避難所の具体的な管理運営に係る主な業務としては、次の点に留意する。

(ア) 情報伝達手段を確保し、避難住民に対して正確な情報及び指示を与えるとともに、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により指定避難所及び避難者の状況を早期に把握し、関係防災機関へ連絡する。

また、指定避難所で生活せず食事のみ受け取っている被災者等の情報把握に努め関係防災機関へ連絡する。

(イ) 食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、指定避難所の衛生管理など必要な対策を講じるとともに、救護所の設置等の医療体制の確保や、避難者の心身の健康の確保のため保健師等による健康相談、心のケアなど必要な対策を行う。

また、プライバシー確保や様々なニーズの違いに対応できるよう男女双方の視点等に配慮するなど、良好な生活環境を維持するよう注意を払う。

(ウ) 避難の長期化等必要に応じて、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、指定避難所での健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配、食事の提供等栄養管理に努める。

(エ) 指定避難所における食料、飲料水及び生活必需品等の必要量を把握し、効率的に配給する。

(オ) 要配慮者の窓口を設置し、ニーズを把握し支援を行う。

また、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、福祉避難所への避難や必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

(カ) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。

(キ) やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等物資の提供、保健師等による健康相談の実施及び正確な情報の伝達等に努めるものとする。

(ク) 必要に応じて、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

イ 町が指定避難所を開設したときは、次の事項について、県危機管理監（災害対策本部を設置した場合は、本部情報連絡班）に報告する。

(ア) 開設の日時

(イ) 開設の場所

(ウ) 受入れ人員

(エ) 開設期間の見込み

(オ) その他必要と認められる事項

ウ 県は、指定避難所の設置・運営について、必要に応じ、応援職員を派遣するなど、町を支援するものとする。

エ 避難に関する普及啓発

町は、地域住民等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるようにハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催その他津波からの避難に関する意識を啓発するための方策について推進計画に明示するものとする。

(8) 広域的避難

町は、災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、町外への広域的な避難、指定避難所や応急仮設住宅等への受入れ等が必要であると判断した場合には、県に広域避難受入れに関する支援を要請するものとする。

県は、町からの要請を受けた場合など、支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

また、大規模災害の発生による町機能の喪失等により、町において広域的避難に係る事務が行えなくなった場合、県は、町に代わり必要な手続きを行うものとする。

町は、居住地以外の市町村へ避難する避難者に対して、避難先の自治体と連携のうえ、必要な情報等の提供に努めるものとする。

なお、被災者の広域避難にあたり輸送手段の確保が必要な場合、県は、運送事業者である指定地方公共機関等に対し、被災者の運送を要請するものとする。

(9) 避難行動要支援者の避難等

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

指定避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者が避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに、福祉避難所の設置や、宿泊施設を借上げる等、

多様な避難所の確保に努めるものとする。

避難行動要支援者の避難等の措置について、町のみで対応できない場合は、他の市町や関係機関等の協力を求めて、町外の社会福祉施設等へ避難させる。

県は、当該町が避難行動要支援者を他の市町へ避難させるための協力要請をした場合など、当該町への支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

6 消防活動及び水防活動

(1) 消防活動

町、関係一部事務組合（以下「市町等」という。）は、消防機関が津波からの円滑な避難の確保等のため、次の事項についてあらかじめ消防体制を整備しておくものとする。なお、平素から、地域住民による自主防災組織の育成・指導を行うとともに、消防機関の活動体制及び消防相互応援体制等の整備充実を図るものとする。

- ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- イ 津波からの避難誘導
- ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立 等

(2) 水防活動

水門、樋門、閘門及び防潮扉等（以下「防潮扉等」という。）の管理者、水防管理団体は、津波警報等を入手したとき、あるいは震度4以上の地震が発生し、津波が来襲するおそれがあると判断した場合は次の措置をとる。

ア 防潮扉等の管理者等

(ア) 防潮扉等の管理、操作担当者及び各区域の水位、潮位観測人等は、津波警報等を入手したとき、又はラジオ、テレビ等により津波警報等を知ったときは、水位、潮位の変動を監視し、水門・陸閘管理の手引に基づき防潮扉等の開閉を行う。

(イ) 水位、潮位の変動があったときは、水位、潮位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。

イ 水防管理団体

(ア) 各区域内の監視、警戒及び防潮扉等の管理者への連絡通報

(イ) 水防に必要な資機材の点検整備

(ウ) 防潮扉等の遅滞のない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援

(エ) 水防管理団体相互の協力及び応援

7 電気、ガス、水道、通信、放送関係

電力施設、ガス施設、水道施設及び下水道施設の復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすため、これらの施設の設置者又は管理者は、地震・津波災害時には被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮し応急復旧を迅速に実施する。

(1) 電力施設の応急対策

ア 実施責任者

中国電力ネットワーク株式会社

イ 電力供給のための体制確保

津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために重要な電力の供給に関する措置や、災害応急活動を行う防災拠点施設への電力の優先的な供給に関する

体制を整備する。

ウ 地震・津波災害時における危険防止措置

地震・津波災害時において送電又は配電を行うことが危険であると認められる地域に対しては、送電又は配電の遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

エ 復旧方針

復旧に当たっては、電力確保に重要な電力施設の復旧を優先するとともに、需要者に対する復旧に当たっては、次の需要者の復旧を優先させる。

(ア) 人命救助に関わる病院

(イ) 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信、報道等の機関

(ロ) 被災者受入れ施設（学校など避難場所や避難所に指定された施設）

オ 要員及び資機材等の確保

(ア) 復旧要員

あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、被害状況に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、状況によっては、広域的な応援・授受計画により他の電力会社へ応援を依頼する。

なお、他の電力会社に応援を依頼する場合は応援要員の宿舎と工事用車両の駐車場を確保する。

(イ) 復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材により実施するものとし、不足する場合は他の電力会社に融通を依頼する。

カ 広報サービス活動の実施

地震・津波災害時には、次により需要者に対する広報サービス活動を実施する。

災害時における混乱及び感電事故等を防止するため、報道機関による報道、ホームページへの掲載を含むインターネットによる発信及び広報車による巡回放送等によって、復旧の見通し、被害地区における電気施設、電気機器使用上の注意等について、住民に対する広報活動を行う。

(2) ガス施設の応急対策

ア 一般ガス事業者

(ア) 実施責任者

一般ガス事業者

(イ) 情報の収集

地震計による地震の強さ、テレメータによる主要導管の圧力変化、移動無線車及び事業所等の情報に加え、関係機関からの情報を得て総合的に被害状況を把握する。

(ロ) 二次災害発生の防止

ガス施設の損傷によって、二次災害の発生が懸念される場合には、ブロック化された導管網を用い、他地域の供給を維持しながら、被害を受けた地域のガス供給を停止する。

(エ) 要員及び資機材等の確保

ア 復旧要員

あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、被害状況に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、必要に応じて、広域的な応援・授受計画により他のガス会社へ応援を依頼する。

なお、他のガス会社に応援を依頼する場合は応援要員の宿舎と工事用車両の駐車

場を確保する。

b 復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材により実施する。不足する場合は、他のガス会社に融通を依頼する。

(オ) 広報活動

利用者によるガス栓の閉止等、火災等の二次災害の防止のために必要な措置、ガス施設の被害状況、復旧の見通し、ガス使用上の注意等の広報活動を広報車及びホームページへの掲載を含むインターネットによる発信等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

イ 簡易ガス事業

(ア) 実施責任者

簡易ガス事業者

(イ) 応急対策、広報活動等

一般ガス事業者に準じた応急対策、広報活動等をとるものとする。

(ウ) 相互援助活動

一般社団法人日本コミュニティーガス協会中国支部の「中国支部コミュニティーガス事業の防災に係る通報・応援措置要領」に基づき、災害の発生又はその拡大を防止し相互に必要な援助活動を行う。

ウ 液化石油ガス販売事業

(ア) 実施責任者

液化石油ガス販売事業者

(イ) 応急対策、広報活動等

一般ガス事業者に準じた応急対策、広報活動等をとるものとする。

(3) 水道施設の応急対策

ア 実施責任者

水道事業者及び水道用水供給事業者

イ 二次災害の軽減

住民等の円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を講ずる。

ウ 応急復旧対策

迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ、関連事業者等からの応援を受ける場合も想定した手順や方法を明確にした計画の策定に努める。

(ア) 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、県内の関連事業者、隣接市町又は県に応援を要請し、必要に応じ、広域的な応援・受援計画により、県外の関連事業者等へ応援を依頼する。

(イ) 応急復旧等の状況や見通しを広報し、住民へ周知する。

エ 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材等は、可能な限り備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確立に努めるものとする。

(4) 下水道施設の応急対策

ア 実施責任者

下水道管理者

イ 広報サービスの実施

下水道施設の被害状況、復旧の見通し等の広報活動を広報車等により行い、必要に応

じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

ウ 要員及び資機材等の確保

(7) 復旧要員

災害復旧に必要な要員は、被害状況に応じて確保するとともに、困難な場合には、県内の関連事業者、隣接市町又は県に応援を要請し、必要に応じ、広域的な応援・受援計画により、県外の関連事業者等へ応援を依頼する。

(4) 復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材等により実施するものとし、不足する場合は下水道管理者間で、その融通に努める。

(5) 通信

ア 通信事業者は、津波来襲時に機能を損なわないように、ケーブル、交換機等の配置及び構造に十分配慮するものとする。

特に危険性の高い地区内の施設については、電源の確保、地下への埋設や耐浪化等の対策を講じるものとする。

イ 指定公共機関西日本電信電話株式会社が行う措置

N T Tグループ会社は、関連会社と協力し、災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信をそ通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ的確に実施し、通信サービスの確保を図る。

(7) 通信の利用制限

災害等により通信のそ通が著しく輻輳し、困難となった場合、電気通信事業法に基づき、通信の利用を制限（規制）する措置を行う。

(4) 非常通信の確保

a 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合、孤立地域及び避難場所等への特設公衆電話の設置に努める。

b 公衆電話の無料化

広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。

(4) 通信設備の応急復旧

災害を受けた通信設備は、災害対策用機器を活用し、できるだけ早くかつ的確に復旧を実施する。

(エ) 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「web171」の運用

震度6弱以上の地震発生時や災害の発生により安否連絡が多発すると想定される場合等に、災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「web171」の提供を運用する。

また、あらかじめ、住民等に対して、災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「web171」の周知等を図るものとする。

(オ) 広報活動（拡大防止策）

a 広報車による広報活動を行う。広報する主な内容は次のとおりとする。

(a) 被災地域と被災模様

(b) 復旧のための措置と復旧見込時期

b 必要に応じて、テレビ・ラジオ等による放送を報道機関に、また防災無線等による放送を行政機関に依頼するものとする。

ウ 指定公共機関N T Tドコモ中国支社が行う措置

N T Tドコモ中国支社は、関連会社と協力し、災害時において可能な限り移動通信サ

ービスを維持し、重要通信をそ通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図り、迅速かつ的確に実施し、通信サービスの確保を図る。

(7) 通信の利用制限と重要通信の確保

災害等により移動通信のそ通が著しく輻輳し、困難となった場合、電気通信事業法に基づき、通信の利用を制限（規制）する措置を行い、重要通信の確保に努める。

(i) 非常通信の確保

a 災害救助法が適用された場合、行政機関が設置する災害対策本部の要請に応じ、緊急連絡用として非常用衛星携帯電話、非常用携帯電話の貸出しに努める。

b 西日本電信電話株式会社が特設公衆電話を設置できない場合には、同社と協力し、孤立地域及び避難場所への非常用携帯電話の貸出しに努める。

(ii) 通信設備の応急復旧

災害を受けた通信設備は、災害対策用機器を活用し、できるだけ早くかつ的確に復旧を実施する。

(e) 「災害用伝言板サービス」の運用

震度6弱以上の地震発生時や災害の発生により安否確認連絡が多発すると想定される場合等に、「災害用伝言板サービス」を運用する。

(f) 広報活動（拡大防止策）

a 移動通信設備の被害模様、復旧のための設置と回復見込み時期等の広報を報道機関及びNTTドコモ中国支社のホームページを通じて行う。

また、防災無線等による放送を行政機関に依頼するものとする。

b 「災害用伝言板サービス」を運用した場合には、その広報を報道機関に依頼するものとする。

エ 県等が行う支援の措置

県、町、県警察、気象庁、国土交通省、海上保安庁、西日本旅客鉄道株式会社、西日本高速道路株式会社、更に電力、ガス会社等の無線を用いた専用通信は、災害時の情報連絡網として極めて重要な役割を持っている。

各機関は次の点に留意して、災害時に有効、適切な措置を行うものとする。

(7) 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

(i) 応急用資機材の確保

非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機、可搬形無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図るとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。

(6) 放送

日本放送協会広島拠点放送局、株式会社中国放送、広島テレビ放送株式会社、株式会社広島ホームテレビ、株式会社テレビ新広島及び広島エフエム株式会社（以下「放送事業者」という。）は、地震及びこれに伴う二次災害の発生によって放送設備が故障し、放送が中断する場合に備えて、放送をできるだけ速やかに再開できるように、次のような対策の推進に努める。

ア 放送所が被災しても放送が継続できるように、可能な限り放送所内に最小限の予備の放送設備を設ける。

イ 中波放送については、可能な限り非常用放送設備を設ける。

ウ 放送番組中継回線及び防災関係機関との連絡回線が不通となった場合は、臨時無線回線の設定など放送の継続や災害情報の収集が確保できるよう措置する。

エ 発災後も放送を継続できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他被災を防止するための措置を講ずる。

津波に対する避難が必要な地域の住民等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

また、関係機関と協力して、被害情報、交通情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や地域住民等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するとともに、視覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努めるものとする。

8 交通対策

(1) 道路

県公安委員会及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間での交通規制、避難路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。

なお、必要に応じ、隣接する県警察との連携を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保するものとする。

特に、津波浸水想定区域へ通ずる管理道路については、当該地域境界線上において、緊急通行車両以外の車両の区域内への流入を禁止するものとする。

また、地理不案内者等の津波浸水想定区域への進入を防ぎ、地理不案内者等の安全を確保するとともに住民等の避難の妨げにならないように通行止めなどの措置を実施する。

(2) 海上

ア 広島海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置に係る計画を定め、これに基づき必要な措置を実施するものとする。

イ 広島海上保安部及び港湾管理者は、津波による危険が予想される海域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を実施するものとする。

(3) 鉄道

鉄・軌道事業者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置を実施するものとする。

(4) 乗客等の避難誘導等

津波の影響を受けると予想される、船舶、鉄・軌道事業者は、船舶、列車等の乗客や駅、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を策定するものとする。

第5節 関係者との連携協力の確保に関する計画

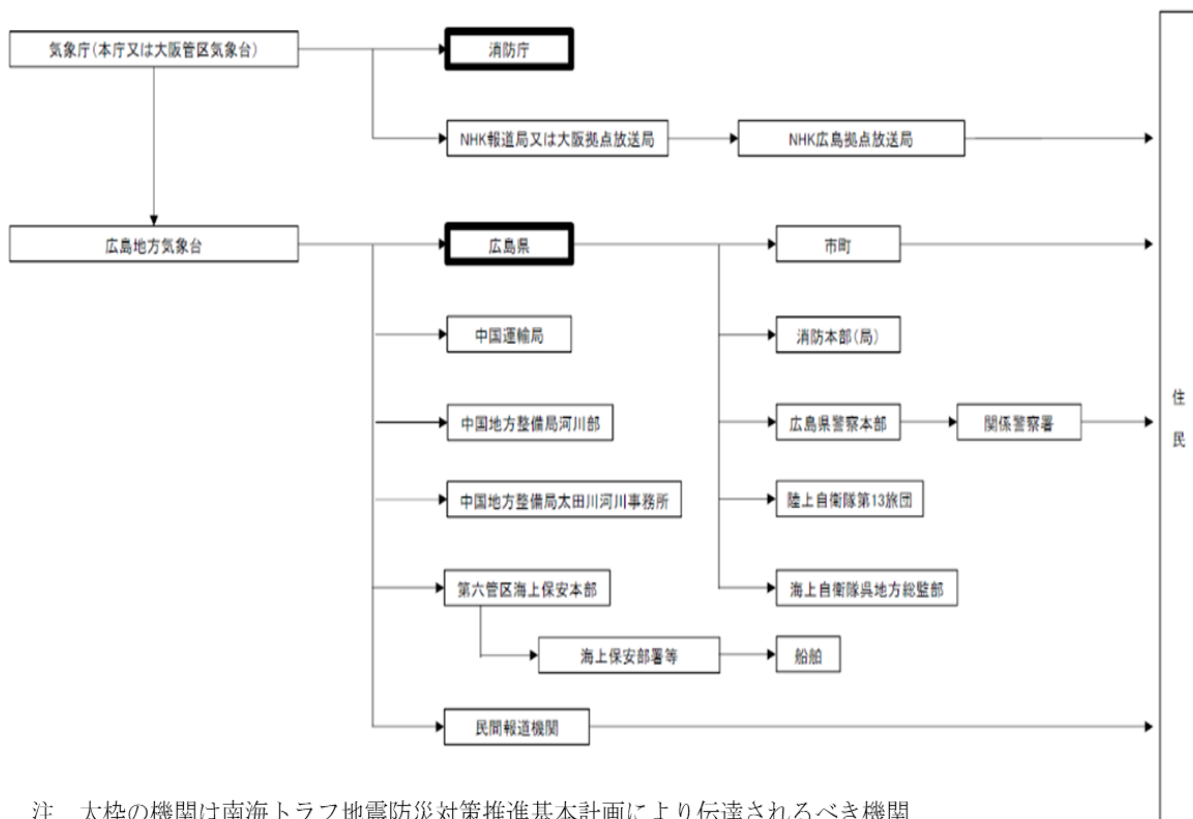
基本編第3章を準用する。

第6節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する計画

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報は、次の経路により関係機関に通知する。その他情報の収集及び伝達に関しては、震災対策編（地震災害対策計画・津波災害対策計画）第3章第2節第2項「緊急地震速報（津波警報）等の伝達に関する計画」による。



注 太枠の機関は南海トラフ地震防災対策推進基本計画により伝達されるべき機関

(2) 町の配備体制

配備体制は、注意体制とし、主として情報収集及び連絡活動を実施する。その他動員体制等に関しては、震災対策編（地震災害対策計画・津波災害対策計画）第3章第2節第1項「配備動員計画」による。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等

前記1(1)による。

(2) 町の配備体制

ア 夜間及び休日の時間外における情報収集・連絡体制を整備し、災害・危機事案の発生に際して、迅速に対処する。

イ 配備体制は、注意体制、警戒体制、非常体制、緊急非常体制とし、町内に地震（地震・津波）災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、応急対策を迅速かつ的確に実施する。その他動員体制等に関しては、震災対策編（地震災害対策計画・津波災害対策計画）第3章第2節第1項「配備動員計画」による。

区分	体制移行時期	体制の概要及び業務内容
注意体制	【地震】 ・震度4以上の地震が発生したとき ・南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき 【津波】 ・気象庁が津波注意報を発表したとき	状況に選り速やかに高度の配備に移行できる体制。主として情報収集及び連絡活動。
警戒体制	【地震】 ・震度4以上の地震が発生し、かつ災害が発生したとき ・震度5弱以上の地震を観測したとき ・南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき 【津波】 ・気象庁が津波警報を発表したとき	事態の推移に伴い、直ちに非常体制に移行できる体制。主として情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策
非常体制	【地震】 ・震度5強以上の地震が発生したとき ・南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき 【津波】 ・気象庁が大津波警報を発表したとき ・気象庁が津波警報を発表し、かつ甚大な被害が発生したと予測されるとき	災害対策本部を設置した体制。情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施
緊急非常体制	【地震】 ・勤務時間外に、震度6弱以上の地震が発生したとき ・南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき 【津波】 ・勤務時間外に、気象庁が大津波警報を発表したとき	事務室配備要員が配備につくまでの災害対策本部の初期活動を行う体制。

注：震度は、原則として広島地方気象台が発表した値とする。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項に

について周知するものとし、その周知方法等は震災対策編（地震災害対策計画・津波災害対策計画）第3章第8節第2項「災害広報・被災者相談計画」による。

- (4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策に関する情報の収集・伝達等町は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、各種情報の収集及び伝達体制について整備するものとし、その収集体制等は震災対策編（地震災害対策計画・津波災害対策計画）第3章第3節第1項「災害情報計画」による。

- (5) 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

- (6) 地域住民等に対する呼びかけ等

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

また、大規模地震発生時には、堤防の崩壊や地盤の沈下等により、津波到達前に浸水が開始することも想定されることから、地震発生後の避難では避難が完了できない恐れがあるため、津波災害の不安がある住民に対し、知人宅や親類宅等への避難を呼びかけるなど、個々の状況に応じた防災対応の実施を促すこととする。

- (7) 警備対策

町は、県警察の行う措置に協力する。

- (8) 交通対策

ア 道路

(ア) 県公安委員会は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。

(イ) 県は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

イ 海上

(ア) 第六管区海上保安本部及び港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を実施するものとする。

(イ) 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を実施するものとする。

ウ 鉄道

(ア) 鉄道・軌道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な措置を実施するものとする。

- (9) 町が管理又は運営する施設関係

ア 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、学校等の管理上の措置及び体制は概ね次のとおりである。

(ア) 各施設に共通する事項

- a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- b 入場者等の安全確保のための退避等の措置

- c 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- d 出火防止措置
- e 水、食料等の備蓄
- f 消防用設備の点検、整備
- g 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- h 各施設における緊急点検、巡視

(イ) 個別事項

- a 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- b 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
- c 保育園、こども園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法等について必要な措置
- d 社会福祉施設にあつては、入所者等に対する保護の方法等について必要な措置
なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (ア) 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、ア(ア)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対して、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- a 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- b 無線通信機等通信手段の確保
- c 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

ウ 工事中の建築等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波やがけ崩れに対する安全性に留意し、必要な措置を実施するものとする。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達経路

前記1(1)による。

- (2) 町の配備体制

前記2(2)による。

- (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

前記2(3)による。

- (4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の災害応急対策に関する情報の収集・伝達等

前記2(4)による。

- (5) 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべ

りが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(6) 地域住民等に対する呼びかけ等

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

(7) 防災関係機関のとりべき措置

防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第7節 防災訓練に関する計画

- 1 震災対策編（地震災害対策計画・津波災害対策計画）第2章第3節第3項を準用する。
- 2 町は、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る訓練を行う。

第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 町職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 住民等に対する教育・広報

町及び県は、防災関係機関や企業、大学等と連携して、南海トラフ地震臨時情報（調査

中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が出された場合及び南海トラフ地震発生時に住民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、あらゆる機会を通じて、広島県地震被害想定と防災・減災対策による被害軽減効果のほか、地震についての正しい知識や津波からの早期避難や耐震化などの防災・減災対策の普及・啓発を行い、意識の高揚を図る。

また、公民館等の社会教育施設を活用するなどして、自主防災組織など地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。

(1) 啓発内容

ア 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動・津波及び被害と防災・減災対策による被害軽減効果

ウ 地震・津波に対する地域住民への周知

エ 様々な条件下で地震・津波発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得など

＜地震・津波のときの心得＞

(ア) 家の中にいるときに大きな揺れを感じたら、まず丈夫なテーブルや机の下に隠れて身の安全を確保し、あわてて外へ飛び出さないこと。

(イ) 火の始末はやけどをしないように落ち着いて行うこと。

(ウ) テレビ、ラジオ、緊急地震速報、インターネット、防災行政無線(戸別受信機を含む)により、気象台等が発表する津波警報等や地震・津波に関する情報を入手すること。

(エ) 海岸にいるときに大きな揺れや長い地震、ゆっくりした揺れを感じたら、津波のおそれがあるので直ちに高台へ避難すること。

(オ) 野外で大きな揺れを感じたら、看板の落下、ビルの窓から割れたガラスの落下、ブロック塀や自動販売機などの倒壊に注意すること。

(カ) 切り立ったがけのそばや地盤の軟弱な傾斜地などで大きな揺れを感じたら、山崩れ、がけ崩れのおそれがあるので注意すること。

(キ) 車での避難は、渋滞に見舞われ防災活動や避難の妨げとなる恐れがあるので、持ち物は最小限にして徒歩で避難すること。

(ク) 避難時には、自宅のブレーカーを切り、ガスの元栓を締めること。

(コ) 地震・津波のあと、余震がしばらく続く場合があるので注意すること。また、災害時には、未確認の情報が風評となり、混乱を招く場合があるので、正しい情報を入手して行動するようにすること。

(サ) 地震は突然襲ってくるため、平日頃から避難方法・避難場所や医療機関などを確認しておくこと。また、携帯ラジオ、懐中電灯などの防災用品、3日分程度、可能な限り1週間分程度の食料・生活必需品を普段から備蓄し、点検しておくこと。

＜津波に対する心得－陸地にいる人の場合＞

(ア) 強い地震(震度4程度以上)を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで高台などの安全な場所に避難すること。

なお、避難にあたっては徒歩によることを原則とする。

また、避難に当たっては、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民等の避難を促すことに繋がることにも留意する。

(イ) 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離

れ、急いで津波避難ビル（３階建以上）や高台などの安全な場所に避難すること。

(ウ) 正しい情報をラジオ、テレビ、緊急地震速報、インターネット、防災行政無線（戸別受信機を含む）、広報車等を通じて迅速に入手すること。

(エ) 津波注意報でも、危険があるので、海岸には近づかないこと。

(オ) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があるので、警報、注意報が解除になるまで気をゆるめないこと。

<津波に対する心得－船舶の場合>

(ア) 強い地震（震度４程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりした揺れを感じたときは、直ちに港外（注１）に退避すること。

(イ) 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたときは、直ちに港外（注１）に退避すること。

(ウ) 港外退避ができない小型船は、高い所に引き上げて（注２）固縛するなど最善の措置をとること。

(エ) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手すること。

(オ) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除になるまで気をゆるめないこと。

注１）港外：水深の深い、広い地域

注２）港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

オ 地震・津波に対する一般知識

カ 非常用食料、飲料水、身の回り品等非常持出品や救急医薬品の準備

キ 建築物等の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止

ク 災害情報の正確な入手方法

ケ 災害時の家族内の連絡体制の事前確保

コ 出火の防止及び初期消火の心得

サ ビル街、百貨店、地下街等外出時における地震発生時の対処方法

シ 自動車運転時の心得

ス 救助・救援に関する事項

セ 安否情報の確認に関する事項

ソ 津波浸水想定図

タ 津波避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項

チ 避難場所等への避難が困難な場合における建物の上階への垂直移動の考え方

ツ 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得

テ 高齢者、障害者などへの配慮

ト 避難行動要支援者に対する避難支援

ナ 各防災関係機関が行う地震災害対策

ニ その他必要な事項

(イ) 啓発方法

ア ホームページ、パンフレット、リーフレット、ポスターの作成・配布

イ テレビ、ラジオ、有線施設等放送施設の活用

ウ 新聞、広報紙、インターネット、その他の広報媒体の活用

エ 映画、スライド等の活用

オ 防災に関する講習会、講演会、展示会等の開催

カ その他の方法

3 児童、生徒等に対する教育

町及び県は、児童生徒等に対して、学校教育等を通じて、南海トラフ巨大地震に関する知識や避難の方法等などの防災教育の推進を図る。

4 自動車運転者に対する教育

町及び県警察は、運転免許更新時の講習や各種広報誌等により、地震発生時における自動車運転者が措置すべき事項に係る教育の推進を図る。

5 船舶関係者に対する周知

- (1) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い、広い海域）退避すること。
- (2) 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに港外退避すること。
- (3) 港外退避ができない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとること。
- (4) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手すること。
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除になるまで気をゆるめないこと。

6 相談窓口の設置

町及び県は、南海トラフ地震防災対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

